事 務 連 絡 令和3年8月23日

都道府県各 保健所設置市特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者に関する妊娠の有無の届出の徹底等について

新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保については、令和3年8月17日、千葉県において、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の妊婦の方が自宅で早産となり、新生児が死亡する事例が発生したことから、再発防止のため、至急、改めて周産期医療協議会等において、関係者間で確認・共有し、連携体制の強化を徹底していただくとともに、その確認の結果を厚生労働省宛に回答いただくようお願いしています(令和3年8月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保について(確認依頼)」)。

妊娠の有無については、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症発生届の記載項目としており、HER-SYS上でも入力いただいておりますが、今般の事案を踏まえ、改めて以下のとおり対応をお願いします。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 提出された感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症発生届に記載された情報から、当該新型コロナウイルス感染症患者が妊娠中であるか否かを確実に把握し、適切に健康観察等を行うとともに、発生届の記載事項である妊娠の有無について、HER-SYS への入力を改めて徹底すること。
- 妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報について、あらかじめ、保健所や消防機関等の間で共有しようとする地方公共団体においては、保健所が当該患者に対して健康観察や疫学調査等を行う際に、消防機関など地域の関係者と情報を共有することがある旨、患者の理解及び同意を得ること等により、円滑な情報共有を図ることが考えられること。